

○ 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（傍線部分は改正部分）

別表 第一・第二 (略)		改正案
四 卷上 装置	(一)・ (二) (三)	
ワイヤロープ装置	(略)	(一)検査 (二)検査 (三)検査方法 (四)判定基準
主索	(略)	(一)検査 (二)検査 (三)検査方法 (四)判定基準
乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合に、主索が綱車にかかると、綱車による曲げ回数が多い箇所等における最も摩耗の	(略)	(一)検査 (二)検査 (三)検査方法 (四)判定基準
別表 第一・第二 (略)	(一)・ (二) (三)	(一)検査 (二)検査 (三)検査方法 (四)判定基準
ワイヤロープ装置	(略)	(一)検査 (二)検査 (三)検査方法 (四)判定基準
主索	(略)	(一)検査 (二)検査 (三)検査方法 (四)判定基準
乗降位置から加速終了位置又は減速開始位置から乗降位置の間に客席部分がある場合に、主索が綱車にかかると、綱車による最も摩耗の進んだ部分の直径及び綱車にか	(略)	(一)検査 (二)検査 (三)検査方法 (四)判定基準

	錆及び錆びた 錆びた 摩耗粉 の状況
	全長の錆及び錆びた摩耗粉の固着の状況を目視により確認し、錆びた磨耗粉に より谷部が赤錆色に見える箇所がある場合には、あつては、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色
<p>(以下「遊戯施設素線切れ要重点点検判定基準」という。)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が八十パーセント以下であること。</p>	イ 次に掲げる基準(以下「遊戯施設錆及び錆びた摩耗粉要是正判定基準」という。)のいずれかに該当すること。 (1) 錆びた磨耗粉が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。 (2) 表面に点状の腐食が多数生じていること。
	摩耗粉 の状況
	全長の摩耗粉の固着の状況を目視により確認する。
<p>(以下「遊戯施設素線切れ要重点点検判定基準」という。)のいずれかに該当すること。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 錆が著しいこと又は素線切れが生じた部分の断面積の摩損がない部分の断面積に対する割合が八十パーセント以下であること。</p>	主索の磨耗粉の錆が多量に付着し、素線の状況が確認できないこと。

		六乗物 関係		五 (略)
		(二)	(一)	(略)
		客席部 取付装 置		(略)
客席部 分を吊 るワイ	客席部 分を吊 るワイ	客席部 分を吊 るワイ ヤロー プの径 の状況	客席部 分を吊 るワイ ヤロー プの径 の状況	(略)
乗降位置か ら加速終了 位置又は減	乗降位置か ら加速終了 位置又は減	乗降位置か ら加速終了 位置又は減 速開始位置 から乗降位 置の間に客 席部分があ る場合にワ イヤロープ が綱車にか かる箇所、 綱車による 曲げ回数 が多い箇所 における最 も摩耗の進 んだ部分の 直径及び綱 車にかから ない部分の 直径を測定 する。	乗降位置か ら加速終了 位置又は減 速開始位置 から乗降位 置の間に客 席部分があ る場合にワ イヤロープ が綱車にか かる箇所、 綱車による 曲げ回数 が多い箇所 における最 も摩耗の進 んだ部分の 直径及び綱 車にかから ない部分の 直径を測定 する。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		六乗物 関係		五 (略)
		(二)	(一)	(略)
		客席部 取付装 置		(略)
客席部 分を吊 るワイ	客席部 分を吊 るワイ	客席部 分を吊 るワイ ヤロー プの径 の状況	客席部 分を吊 るワイ ヤロー プの径 の状況	(略)
乗降位置か ら加速終了 位置又は減	乗降位置か ら加速終了 位置又は減	乗降位置か ら加速終了 位置又は減 速開始位置 から乗降位 置の間に客 席部分があ る場合に、 ワイヤロー プが綱車に かかる箇所 における最 も摩耗の進 んだ部分 の直径及び 綱車にかか らない部分 の直径を測 定する。	乗降位置か ら加速終了 位置又は減 速開始位置 から乗降位 置の間に客 席部分があ る場合に、 ワイヤロー プが綱車に かかる箇所 における最 も摩耗の進 んだ部分 の直径及び 綱車にかか らない部分 の直径を測 定する。	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

客席部 分を吊 るワイ ヤロー プの錆 及び錆 びた摩 耗粉の 状況	全長の錆及 び錆びた摩 耗粉の固着 の状況を目 視により確 認し、錆び た磨耗粉に より谷部が 赤錆色に見	速開始位置 から乗降位 置の間に客 席部分があ る場合にワ イヤロープ が綱車にか かる箇所、 綱車による 曲げ回数 が多い箇所、 傷のある箇 所等を目視 により確認 し、最も摩 損の進んだ 部分につい ては重点的 に目視によ り確認する 。	ヤロー プの素 線の素 線の状 況	イ 遊戯施設錆及び 錆びた摩耗粉要 正判定基準のい れかに該当す と。	ロ 遊戯施設錆及び 錆びた摩耗粉要 点検判定基準に 該当すること。
--	---	---	-------------------------------	---	--

客席部 分を吊 るワイ ヤロー プの摩 耗粉の 状況	全長の摩耗 粉の固着の 状況を目視 により確認 する。	主索の摩耗粉の錆が 多量に付着し、素線 の状況が確認できな いこと。	速開始位置 から乗降位 置の間に客 席部分があ る場合に、 ワイヤロー プが綱車に かかる箇所 、傷のある 箇所等を目 視により確 認し、最も 摩損の進ん だ部分につ いては重点 的に目視に より確認す る。	ヤロー プの素 線の素 線の状 況	(新設)
--	---	---	---	-------------------------------	------

七 ガイ ド ユ ー ー ラ		七 ガイ ド ユ ー ー ラ		七 ガイ ド ユ ー ー ラ	
(四)		(三) 略	(一) 略	(六) 略	(三) 略
ガイド ロープ		(略)	(略)	(略)	(略)
摩 耗 粉	錆 び た 錆 及 び	(略)	(略)	(略)	(略)
耗 粉 の 固 着	全 長 の 錆 及 び 錆 び た 摩 耗 粉 の 固 着	(略)	(略)	(略)	(略)
正 判 定 基 準 の い ず	イ 遊 戯 施 設 錆 及 び 錆 び た 摩 耗 粉 要 是	(略)	(略)	(略)	(略)
える箇所がある場合には、錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径及び綱車にかからない部分の直径を測定するとともに、当該箇所を重点的に目視により確認する。					

七 ガイ ド ユ ー ー ラ		七 ガイ ド ユ ー ー ラ		七 ガイ ド ユ ー ー ラ	
(四)		(三) 略	(一) 略	(六) 略	(三) 略
ガイド ロープ		(略)	(略)	(略)	(略)
の 状 況	摩 耗 粉	(略)	(略)	(略)	(略)
状 況 を 目 視	全 長 の 摩 耗 粉 の 固 着 の 状 況	(略)	(略)	(略)	(略)
の 状 況 が 確 認 で き な	主 索 の 摩 耗 粉 の 錆 が 多 量 に 付 着 し、 素 線	(略)	(略)	(略)	(略)

別記 別添様式 (略)	(八) (十) (ハ)	う。と等「ユドガイ下」(以)ものするにこれのほ	ーそ
	(略)		
	(略)		
	(略)	(略)	の状況
	(略)	(略)	の状況を 視により 確認し、 錆びた 磨耗粉 により 赤錆色 が見え る箇所 がある 場合に あって は、 錆びた 摩耗 粉によ り谷部 が赤錆 色に見 える部 分の直 径及び 綱車に かから ない部 分の直 径を測 定する ととも に、当 該箇所 を重点 的に目 視によ り確認 する。
	(略)	(略)	れかに 該当す ること。 ロ 遊 戯施設 錆及び 錆びた 摩耗粉 要重点 検判定 基準に 該当す ること。

別記 別添様式 (略)	(八) (十) (ハ)	う。と等「ユドガイ下」(以)ものするにこれのほ	ーそ
	(略)		
	(略)		
	(略)	(略)	
	(略)	(略)	により 確認 する。
	(略)	(略)	いこと。 (新設)

一 遊戯施設の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法並びに結果の判定基準並びに検査結果表を定める件の一部を改正する件（傍線部分は改正部分）

改 正 案										現 行																													
別記 (A4) 検査結果表 (遊戯施設) (略)										遊戯施設番号										別記 (A4) 検査結果表 (遊戯施設) (略)																			
										検査結果					担当検査者番号																								
番号		検査項目								指摘なし		要重点点検		要是正		既存不適合		担当検査者番号		番号		検査項目								指摘なし		要重点点検		要是正		既存不適合		担当検査者番号	
1		(略)																		1		(略)																	
3																				3																			
4		巻上装置																		4		巻上装置																	
(1)		(略)																		(1)		(略)																	
))																			
.																				.																			
(2)																				(2)																			

(3)	ワイヤロープ巻上装置	主索	(略)						
		(略)	錆びた摩耗粉により 谷部が赤錆色に見える部分 主索の番号 () 直径 (mm) 未摩耗直径 (mm) (略)	%					
(4)	(略)								
5	(略)								
6	乗物関係								
(1)	(略)								
(2)	客席部取付装置	(略)							
		(略)	錆びた摩耗粉により イ部が赤錆色に見える部分 ワイヤロープの番号 ()	%					

(3)	ワイヤロープ巻上装置	主索	(略)						
		(略)	(新設)						
(4)	(略)								
5	(略)								
6	乗物関係								
(1)	(略)								
(2)	客席部取付装置	(略)							
		(略)	(新設)						

	才	直径 (mm)						
		未摩耗直径 (mm)						
(3)	(略)	(略)						
))							
(6))							
7		ガイドシユール						
(1)		(略)						
))							
(3))							
(4))	ガイド	(略)					
		イ	(略)					
))	ドロ	鑄びた摩耗粉により谷					
		イ	部が赤錆色に見える部					
))	ゾ	分のローズの径					
		ゾ	ガイドローズの番号 ()					
			直径 (mm)					
			未摩耗直径 (mm)					
8)		(略)					
))							
))							

		(略)						
(3)	(略)	(略)						
))							
(6))							
7		ガイドシユール						
(1)		(略)						
))							
(3))							
(4))	ガイド	(略)					
		イ	(略)					
))	ドロ	(新設)					
		イ						
))	ゾ						
		ゾ						
			(略)					
8)							
))							
))							

【特記事項 (略)】

注意) (略) ①～24

254(3)「ワイヤロープ巻上装置」の「主索」、6(2)「客席部取付装置」の「ワイヤロープ」及び7(4)「ガイドロープ」の「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分」には「錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の主索の番号を記入するとともに、直径と綱車にかからない部分で摩耗していない部分の直径を記入してください。また、右欄に錆びた摩耗粉により谷部が赤錆色に見える部分の直径の摩耗していない部分の直径に対する割合を記入してください。

別添様式 関係写真 (A4) (略)

【特記事項 (略)】

注意) (略) ①～24

(新設)

別添様式 関係写真 (A4) (略)